

○芦屋町指名基準

平成20年4月1日適用

改正

平成21年6月1日

平成22年4月1日

平成24年8月1日施行

平成28年8月1日

芦屋町指名基準

芦屋町指名基準（昭和61年8月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11の規定により、建設工事、下水道管更生工事及び測量・建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）の契約に係る指名競争入札又は随意契約に参加する者の資格、審査、等級の格付及び業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（参加資格）

第2条 芦屋町が行う工事等の契約に係る指名競争入札又は随意契約に参加しようとする者は、一般（指名）競争入札等参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出し審査を受けなければならない。

（有資格者名簿）

第3条 申請書を審査した結果、参加資格があると認めた業者（以下「有資格者」という。）を登録した、有資格者名簿を作成するものとする。

2 有資格者名簿は、財政課、建設課、施設課が保有し、保管するものとする。

3 有資格者名簿の有効期間は、受付をし審査をした年の8月1日から2年間とする。

（指名基準）

第4条 工事等を指名競争入札又は随意契約に付そうとするときは、予定価格に対応する有資格業者のうちから、別表1及び別表2に定める基準により指名する。ただし、災害等緊急を要する場合は、この限りではない。

（1） 予定価格は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む価格とする。

（2） 業者選定の優先順位は次のとおりとする。

ア 第1希望工事を優先する。

イ 第1希望工事の同ランクで指名業者数が不足するときは上位ランク業者から選定する。

ウ 第2号イで指名業者数が不足するときは、第2希望で同工事を希望する者の中から同ランク業者を選定することができる。それでも指名業者数が不足する場合は、第2希望の上位ランクの業者から選定する。

エ 第2号ウで指名業者数が不足するときは、第3希望で同工事を希望する者の中から同ランク業者を選定することができる。それでも指名業者数が不足する場合は、第3希望の上位ラ

ランクの業者から選定する。

- (3) 有資格者名簿に該当する業者がない場合は、有資格者名簿外の業者を指名することができるものとする。
- (4) 町内業者育成のため特に町長が必要と認めたときは、町内業者の直近下位ランク業者を指名することができるものとする。ただしその場合は、当該工事の2又は3年平均完成工事高の1.5倍の範囲内とする。
- (5) 指名は、予定価格が1千万円未満までは全て町内業者とし、1千万円以上は必要指名業者数の3割程度は、町外業者を指名するものとする。ただし、第2号及び第3号の規定を適用しても、なお別表1に定める基準による町内業者数が不足する場合は、不足する数を加算して町外業者を指名するものとする。

2 業者の選定は前項に定める基準のほか、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 発注する工事に応じた工事経歴の有無
- (2) 業者の施工能力、手持ち工事量、経営状態等からみた施工見込みの確実性
- (3) 信用状況及び不誠実な行為の有無
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）の各規定への有無

3 前第1項及び第2項に定めるもののほか、重大な反社会的行為を行い、又は行うおそれがある者として関係行政機関から通知があり、かつ業者選定の対象とすることが適当でない認められるものは、これを選定しないものとする。

（町内業者）

第5条 有資格者名簿でいう町内業者とは、次の要件に該当するものをいう。

- (1) 芦屋町内に、建設業法で定める本店、支店又は営業所を開設している者
- (2) 別表3の納税に未納、滞納がない者

（競争入札資格審査委員会）

第6条 指名の公平及び適正を図るため、競争入札資格審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、工事関係契約事務取扱要領第3条に定める資格審査委員会をもって充てる。

3 委員会が審議する事項は、次の各号によるものとする。

- (1) 予定価格が、5百万円以上の工事等の業者選定に関する事。
- (2) 指名基準に関する事。
- (3) 一般競争入札に関する事。
- (4) 共同企業体に関する事。

（指名業者の決定）

第7条 業者の決定は支出負担行為担当者（芦屋町財務規則（平成12年規則第27号）第2条第3号に規定する者をいう。）が行うものとする。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月1日）

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月1日施行）

この基準は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成28年8月1日）

この基準は、平成28年8月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

指名業者数			
予定価格	業者数計	町内業者数	町外業者数
5 千万円以上	15 者以上	10 者以上	5 者以上
3 千万円以上 5 千万円未満	10 者以上	7 者以上	3 者以上
1 千万円以上 3 千万円未満	7 者以上	5 者以上	2 者以上
5 百万円以上 1 千万円未満	5 者以上	5 者以上	
5 百万円未満	3 者以上	2 者以上	

別表 2 (第 4 条関係)

ランク付基準		
土木・建築工事		
ランク	予定価格	審査数値
A	全額	900 点以上
B	2 億円未満	730 点～899 点
C	6 千万円未満	530 点～729 点
D	1 千万円未満	529 点以下
その他の工事		
ランク	予定価格	審査数値
A	全額	730 点以上
B	6 千万円未満	530 点～729 点
C	1 千万円未満	529 点以下

別表 3 (第 5 条関係)

	法人		個人
	主たる営業所 (本社)	営業所	
国税	法人税 消費税及び地方消費税		所得税 消費税及び地方消費税
都道府県税	法人税事業税	左記に同じ	都道府県民税
市町村税	法人税	左記に同じ	市町村民税